

# 防火構造材料の詳細に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

## 改正事項

防火構造材料の詳細に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章 5.3 規則及び 6.2 規則においては、貨物船の居住区域、業務区域及び制御場所に使用される防火構造材料の要件が規定されている。加えて、当該要件に関する適用が火災試験方法コード (FTP コード) の附属書 4 に一覧表としてまとめられている。

しかしながら、同一覧表において、居住区域、業務区域及び制御場所における装飾物の発煙性及び毒性に関する要件の記載に誤記が生じていたことから、IMO において同一覧表の誤記修正が行われた。

このため、上記の誤記修正に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 防火構造材料に関する適用の一覧表を IMO における誤記修正に合せ改めた。
- (2) 装飾物に使用される可燃性材料を低発煙性材料として定義し、その試験方法を規定した。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 附属書 R5.3.1-1.中 表 1, 表 2  
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 4 編 1.1.1, 1.2.10, 1.2.11, 1.2.12, 1.2.13, 1.3.10, 1.3.11, 1.3.12, 1.4.3, 1.10.2